

許可番号第00120022198号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 帯広市西2条南32丁目19番地

氏 名 山口興産株式会社
代表取締役 山口 修

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日 平成28年 5月10日

許可の有効年月日 平成33年 5月 9日

1. 事業の範囲

破碎（廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）。
以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設
別紙記載のとおり。

3. 許可の条件

- ・施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書を提出すること。
なお、施設の稼働によって、周辺の生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- ・当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 5月10日 更新時変更許可（破碎（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の追加。）
平成18年 5月23日 更新時変更許可（破碎（廃プラスチック類）の追加。）
平成23年 5月10日 許可の更新
平成28年 5月10日 許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

(十勝総合振興局)

(産業廃棄物処分業許可証別紙)

許可番号 第00120022198号
許可業者の名称 山口興産株式会社

施設の種類 設置場所 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設
河西郡芽室町東芽室北1線20番21
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生したがれき類を処理するために、工事現場又は工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）

設置年月日 平成7年12月20日
処理能力 416 t/日（8時間） 52 t/時間
許可年月日 平成13年3月28日
許可番号 十環生第2064-9号

施設の種類 設置場所 廃プラスチック類の破碎施設
河西郡芽室町東芽室北1線20番35
設置年月日 平成18年4月24日
処理能力 4.7 t/日（8時間） 0.58 t/時間

施設の種類 設置場所 保管場所1
河西郡芽室町東芽室北1線20番21、20番37
面積 750 m²
種類
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
保管上限 1,692 m³
高さ 6.25 m

施設の種類 設置場所 保管場所2
河西郡芽室町東芽室北1線20番35
面積 168 m²
種類
・廃プラスチック類
保管上限 141.33 m³
高さ 2.0 m

以下余白。